

独立行政法人国立病院機構 第5期中期目標（案）の概要について

令和6年1月23日

厚生労働省 医政局 医療経営支援課 医療独立行政法人支援室

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

独立行政法人国立病院機構（NHO）の中期目標の構成

第5期目標の構成は、独立行政法人通則法第29条及び「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）Ⅱ1～7に基づき、以下のとおり設定する。

第1章 政策体系における法人の位置付け及び役割 （別紙）政策体系図、使命と目標の関係

第2章 中期目標の期間 令和6年4月から令和11年3月までの5年間

第3章 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

1 診療事業

（1）医療の提供

重

（2）地域医療への貢献

重

困

（3）国の医療政策への貢献

重

困

2 臨床研究事業

重

困

3 教育研修事業

第4章 業務運営の効率化に関する事項

困

第5章 財務内容の改善に関する事項

第6章 その他業務運営に関する重要事項

（注） **重** は当該事項を「重要度：高」としたこと、 **困** は当該事項の指標を「困難度：高」としたことを表している。

第1章 政策体系における法人の位置付け及び役割

独立行政法人国立病院機構（NHO）の政策体系図

厚生労働省の主な施策

基本目標 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

（主な施策目標）

- ・ 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
- ・ 医療従事者の働き方改革を推進すること
- ・ 医療等分野におけるデータ利活用や情報共有の推進を図ること
- ・ 医療安全確保対策の推進を図ること
- ・ 国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること
- ・ 感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること
- ・ 健康危機管理・災害対応力を強化すること

第5期中期目標期間における法人が果たすべき役割

診療事業

- ① 患者の目線に立った、安心・安全で良質な医療の提供
- ② 地域医療構想の実現のため、地域の医療需要等を勘案した機能の見直し
- ③ 介護・福祉との連携や在宅支援の強化など地域包括ケアシステムの構築に貢献
- ④ 災害や新興感染症発生時など国の危機管理に際して求められる医療の提供
- ⑤ セーフティネット分野の医療の確実な提供



臨床研究事業

- ① 病院ネットワークを活用した診療情報の収集・分析とこれを用いた臨床疫学研究等の推進及び情報発信機能の強化
- ② 病院ネットワークを活用した治験及びEBM(※)提供のための大規模臨床研究の推進 ※科学的根拠に基づく医療
- ③ 先端的医療機関と研究協力・連携による、先端医療技術の臨床導入の推進

教育研修事業

- ① 病院ネットワークを活用した質の高い医療従事者の育成
- ② 地域医療に貢献する医療従事者等に対する研修事業の実施
- ③ 学生に対する卒前教育(臨床実習)の実施



第1章 政策体系における法人の位置付け及び役割

独立行政法人国立病院機構（NHO）の使命等と目標の関係

使命

全国的な病院ネットワークを活用しながら、セーフティネット分野の医療や、5疾病6事業、災害や新興感染症等の国の危機管理に際して求められる医療などを着実に実施していくことが求められている。また、関係機関と連携しながら資金の確保に努めるとともに、機構のスケールメリットを生かし、資金の有効活用に努め、必要な施設整備を行うことを期待する。今後は、生産年齢人口の減少に対応するマンパワー確保や医師の働き方改革に伴う対応を行いながら、医療、介護、介護予防等が切れ目なく提供できる地域での体制（地域包括ケアシステム）の実現に向け、地域における医療機能分化及び連携を更に進め、地域ニーズとのミスマッチの解消や、拡大する介護・福祉ニーズに対応するための在宅医療との連携等により地域医療に一層貢献することを期待する。さらに、質の高い医療の提供や効率化を図る観点から、情報通信技術（ICT）の活用や、医療分野のデジタル化を進め、我が国の医療政策の実施や医療水準の向上に寄与するよう最大限の努力が求められている。

現状・課題

- 急速に少子高齢化が進む中、我が国では、2040年頃に65歳以上人口がピークに達するとともに、2025年から2040年にかけて、生産年齢人口（15歳～64歳）が急減することが見込まれている。
- こうした中で、高齢者が尊厳を保ちながら、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、国は地域包括ケアシステムづくりを推進しており、また、高齢者人口がピークを迎えて減少に転ずる2040年頃を視野に入れつつ、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）への対応で顕在化した課題を含め、中長期的課題について整理し、新たな地域医療構想の策定に向けた検討を進めていく必要がある。

環境変化

- 新型コロナの発生以降、医療を取り巻く環境は大きく変化しており、患者や地域住民の受療行動や地域での医療及び介護に対するニーズの変化等を踏まえて、地域で適切な役割を果たすことが求められている。
- また、少子高齢化の進行に伴い、今後、生産年齢人口の急激な減少が見込まれる中で、医療・介護分野の人材不足はこれまで以上に厳しいものになることが想定される。こうした中で、将来にわたって着実に医療・介護を提供していくために、医療人材の確保・育成を行っていく必要がある。

中期目標

- 患者の目線に立った安心・安全で質の高い医療を提供し、2040年を見据えた地域包括ケアシステム及び各都道府県の地域医療構想の拡充に積極的に取り組むとともに、国の医療政策に貢献すること。
- 機構の病院ネットワークを最大限活用した大規模臨床研究に、より一層取り組むとともに、我が国の臨床研究や治験の活性化、臨床疫学研究の推進や国の医療情報政策に貢献するよう取り組むこと。さらに、先進的医療への取組として、他の設置主体との連携により、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究をより充実させること。
- 機構の病院ネットワークを活用し、学生に対する卒前教育（臨床実習）の充実等により質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域医療に貢献する医療従事者等に対する研修事業を実施し、国の医療の質の向上に貢献すること。

1 診療事業 (1) 医療の提供

重

1 診療事業

患者の目線に立った安心・安全で質の高い医療を提供し、2040年を見据えた地域包括ケアシステム及び各都道府県の地域医療構想の拡充に積極的に取り組むとともに、国の医療政策に貢献すること。

(1) 医療の提供

- ✓ 患者のニーズ、提供したサービスの的確な実態把握を行い、**患者の目線に立った医療の提供を推進**すること
- ✓ **医療安全対策の充実による医療事故の防止**に努め、**院内感染対策の標準化**に取り組み、その**成果を適切に情報発信**すること
- ✓ **臨床評価指標の効果的な活用を行うとともに、チーム医療やクリティカルパスの活用を促進**し、医療の質の向上に努めること

指標

① 特定行為を実施できる看護師の配置数を、毎年度、前年度より増加させること

(実績) 特定行為を実施できる看護師の配置数：令和元年度133人、令和2年度163人、令和3年度202人、**令和4年度293人**

② 認定看護師の配置数を、毎年度、前年度より増加させること

(実績) 認定看護師の配置数：令和元年度1,077人、令和2年度1,097人、令和3年度1,109人、**令和4年度1,140人**

③ クリティカルパスの実施割合を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とすること

(実績) クリティカルパスの実施割合：令和元年度49.4%、令和2年度50.1%、令和3年度50.7%、**令和4年度51.4%**

新

④ 診療放射線技師、臨床検査技師のそれぞれにおいて、業務拡大にかかる行為に必要な知識及び技能を修得した職員の割合を、毎年度、前年度より増加させること

(考え方) 診療放射線技師、臨床検査技師について業務拡大にかかる行為に必要な知識及び技能を修得した者を増加させることは、医師のタスク・シフト/シェアに資するため、医療の質の向上の実績を測る指標として設定する。

(実績) 令和5年6月時点 診療放射線技師：**40.9%**、臨床検査技師：**22.8%**

重要度
高

標準診療計画や実施プロセスに基づく着実なインフォームドコンセントを実施することや、地域の医療機関との医療安全相互チェック、臨床評価指標による計測等の取組を実施し、医療の質や患者満足度の向上に努めることは、政策目標である「安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること」に寄与し、重要度が高い。

1 診療事業 (2) 地域医療への貢献

重

困

- ✓ 2040年を見据えた地域包括ケアシステム及び各都道府県の地域医療構想の拡充のため、新型コロナによる患者の受療行動の変化や人口減少等による地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、必要な施設整備を行うなどにより機能の維持に努め、地域に求められる医療に貢献すること
- ✓ 個々の病院について、その機能、地域医療需要、経営状況、医療人材の確保状況等を総合的に勘案した上で、再編成等の検討を含め地域ニーズを踏まえた病床規模や機能の見直しを進めること
- ✓ 介護施設や福祉施設も含めた入退院時における連携及び退院後の在宅医療支援を含めた支援の強化を図ること

指標

① 紹介率を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とすること

(実績) 紹介率：令和元年度77.3%、令和2年度76.1%、令和3年度74.6%、令和4年度75.6%

② 逆紹介率を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とすること

(実績) 逆紹介率：令和元年度66.7%、令和2年度71.9%、令和3年度70.6%、令和4年度70.3%

③ 訪問看護の延べ利用者数を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とすること

(実績) 訪問看護の延べ利用者数：令和元年度64,211件、令和2年度65,153件、令和3年度65,741件、令和4年度72,003件

④ 入退院支援実施率を、毎年度、前年度より増加させること

(実績) 入退院支援実施率：令和元年度28.3%、令和2年度34.1%、令和3年度38.9%、令和4年度43.8%

⑤ セーフティネット分野の医療を提供する病院における短期入所（短期入院含む。）の延べ利用者数を、毎年度、前年度より増加させること

(実績) 短期入所（短期入院含む。）の延べ利用者数：令和元年度49,993人、令和2年度30,194人、令和3年度31,347人、令和4年度34,035人

変更

変更

重要度
高

急速に少子高齢化が進む中で、国として、2040年を見据えた地域包括ケアシステム及び各都道府県の地域医療構想の拡充を推進しており、各病院が、地域医療需要に対応することや、在宅医療支援を含め他の医療機関等と連携を進めることは重要度が高い。

困難度
高

各病院が、地域医療により一層貢献するためには、地域の実情（人口や高齢化の推移、医療圏における医療機関ごとの機能分担、医師の偏在、患者のニーズ等）に応じて、地域ごとに連携デザインを構築していく必要がある。その上で、地域における将来の医療提供体制を検討しながら医療を提供していくこと、また、特に、紹介率・逆紹介率は既に高い水準にある中で、これを維持・向上させていくことは困難度が高い。

1 診療事業 (3) 国の医療政策への貢献

重

困

- ✓ 災害や新興感染症等発生時など国の危機管理に際して求められる医療について、災害対応時の役割の明確化、災害医療現場で貢献できる人材育成、DMAT事務局の体制強化など国の災害医療体制の維持・発展への貢献を含め、必要な施設整備を行うなどにより、中核的な機関としての機能を充実・強化すること
- ✓ セーフティネット分野の医療について、引き続き我が国の中心的な役割を果たすこと
- ✓ エイズ患者の高齢化等の個々の状態に応じて適切に対応できるよう引き続き取組を進めること
- 新 新興感染症等への取組について、都道府県とも連携し、地域において必要とされる医療を安定的かつ継続的に提供するよう体制の整備を図ること
- 新 医療DX（デジタルトランスフォーメーション）については、電子処方箋をはじめ、国の医療分野における重要政策のモデル的な取組を積極的に実施するなど、国の医療政策に貢献する取組を進めること

指標

変更

① 事業継続計画（BCP）に基づく災害訓練を、中期目標期間中に全病院で実施すること

（実績）BCPに基づく災害訓練の実施病院数：令和3年度48病院、令和4年度67病院

② 後発医薬品（バイオ後続品を含む。）の使用割合を、毎年度、数量ベースで85%以上とすること

（実績）後発医薬品の使用割合：令和元年度88.7%、令和2年度88.9%、令和3年度89.3%、令和4年度89.6%

③ 訪問看護の延べ利用者数を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とすること(再掲)

（実績）訪問看護の延べ利用者数：令和元年度64,211人、令和2年度65,153人、令和3年度65,741人、**令和4年度72,003人**

新

④ 診療系プラットフォームの参加病院数、電子カルテの導入病院数を毎年度、前年度より増加させること

（実績）電子カルテの導入病院数：令和元年度116病院、令和2年度119病院、令和3年度119病院、**令和4年度120病院**

重要度
高

大規模災害や新興感染症等発生時など国の危機管理に際して、病院ネットワークを最大限活用し、人材育成を含め災害等発生に備えた地域における中核的な役割を果たす機関としての機能充実・強化は重要である。また、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療についても、引き続き中心的な役割を果たしていく必要がある。

医療DXの推進は、サイバーセキュリティを確保しつつ医療の情報を有効に活用することで、より良質な医療提供体制につながるため、重要度が高い。

1 診療事業 (3) 国の医療政策への貢献

重

困

(前ページより続き)

困難度
高

必要な医療を確実に提供しながら、災害等発生時など国の危機管理に際して求められる医療についても迅速かつ確実に提供できるよう、あわせて、新興感染症等発生時における公的医療機関としての役割を確実に果たすため、第8次医療計画（2024年度から2029年度まで）で追加される新興感染症等への対応として、都道府県との協議等に参画し、災害等対応体制を整備し、維持することは困難度が高い。

後発医薬品の使用割合に係る目標達成には、医療提供側と患者側の双方の理解を一層深め、使用促進対策を継続的に実施していく必要があり、既に政府目標の80%を超える中で継続してこれを上回る目標を達成することは困難度が高い。

また、医療DXの推進には、サイバーセキュリティを確保したシステムの導入・更改を進めつつ、運用コストの縮減を図ることが求められ、これらを両立させることは困難度が高い。

2 臨床研究事業

重

困

- ✓ 病院ネットワークを最大限活用した迅速で質の高い治験やE B M推進のための大規模臨床研究に、より一層取り組み、他の設置主体も含めこれらの分野に精通する医療従事者、将来臨床研究等を担う人材の育成及び認定臨床研究審査委員会の着実な運用を図り、我が国の臨床研究や治験の活性化に貢献すること
- ✓ 電子カルテデータ等から標準化された診療データを収集・分析するデータベースの運用について、更なるデータの収集・分析や規模の拡大により臨床疫学研究の推進等に貢献すること
- ✓ 国の医療情報政策に基づき、外部のデータベースとの連携や外部機関へのデータ提供に積極的に貢献すること
- ✓ 他の設置主体と連携し、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究をより充実させること

指標

新

① **新規採択臨床研究課題数を、毎年度、前中期目標期間中の実績の平均（16課題）以上とすること**

（実績）新規採択臨床研究課題数：令和元年度33課題、令和2年度15課題、令和3年度10課題、令和4年度9課題、令和5年度14課題

変更

② **英文原著論文掲載数を、令和10年まで令和5年の実績（2,053件）を維持させること**

（考え方）大規模臨床研究の実施や研究成果を国内外に発信するため、英文論文の投稿や学会発表について、診療業務との両立を図りながら、積極的に取り組んでいることから、新規採択臨床研究課題数と英文原著論文掲載数を臨床研究事業の実績を測る指標として設定

（実績）英文原著論文掲載数：令和元年1,806本、令和2年2,285本、令和3年2,577本、令和4年2,480本、**令和5年2,053本**

重要度
高

効率的な臨床研究及び治験を実施するため、ICTを活用した各種データの標準化や、質の高い標準的な医療を広く提供するための医学的根拠を確立する研究事業等は、国が推進する医療分野の研究開発に貢献するものであるため重要度が高い。

困難度
高

機構では診療に携わる医師が臨床研究を担うため、研究立案が容易でなく、診療の改善につながる新規採択臨床研究課題数を、毎年度、前中期目標期間中の実績の平均以上とすることは困難度が高い。

また、新型コロナの影響で臨床研究活動が抑制され、研究立案数が減少している。研究立案から結果が英文原著論文となるまで5～7年程度必要であり、抑制された研究活動が論文数に現れるのは第5期中期目標期間中となるため、英文原著論文掲載数を令和10年まで令和5年の実績を維持することは困難度が高い。

3 教育研修事業

- ✓ 病院ネットワークを活用し、学生に対する卒前教育（臨床実習）を充実させる等、質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域の医療従事者や住民に向けた研修などを実施し、国の医療の質の向上に貢献するよう取り組むこと
- ✓ 看護師等養成施設は、地域における医療人材育成や需給及び医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえた上で、運営方針等の見直しを行うこと
- ✓ 特定行為に係る看護師育成の推進に貢献することに加え、チーム医療の推進及びタスク・シフト/シェアによる医師の負担軽減を図る観点からも、高度な看護実践能力を持つ看護師の育成と確保を推進すること
- ✓ 限られた人材を効果的に活用するマネジメント力を備えた看護管理者の育成を引き続き推進すること

指標

変更

- ① **看護職の実習指導者講習会修了者数を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とすること**

（実績）看護職の実習指導者講習会修了者数：令和元年度192人、令和2年度17人、令和3年度190人、**令和4年度220人**

- ② **地域の医療従事者を対象とした研修会の開催件数を、毎年度、前年度より増加させること**

（実績）開催件数：令和元年度 3,180件、令和2年度 631件、令和3年度 1,057件、**令和4年度 1,049件**

- ③ **地域住民を対象とした研修会の開催件数を、毎年度、前年度より増加させること**

（実績）開催件数：令和元年度 1,401件、令和2年度 287件、令和3年度 309件、**令和4年度 451件**

- ④ **特定行為研修修了者数を、毎年度、前年度より増加させること**

（実績）特定行為研修修了者数：令和元年度 31人、令和2年度 59人、令和3年度90人、**令和4年度135人**

第4章 業務運営の効率化に関する事項

困

1. 効率的な業務運営体制

- (1) **業績等の評価** 職員を適正に評価し、多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度の構築、法人の業績等に応じた機動性・柔軟性のある給与制度の構築を行うこと
- (2) **勤務環境の改善** 職員が安全、安心に働ける職場環境の整備や働き方改革を実現するため、勤務環境改善を進め、医師や看護師等のタスク・シフト／シェアの推進、労働時間をより確実かつ効果的に把握・管理するための取組等を行うこと
- (3) **情報システムの適切な整備及び管理** P M O (※) により、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと ※ポートフォリオマネジメントオフィス

2. 経費の節減及び資源の有効活用

- (1) **人員配置の適正化**
 - (2) **調達等の合理化** 組織のスケールメリットを生かし、国立高度専門医療研究センター等とも連携の上、より効率的な調達を実施すること
 - (3) **材料費** 使用医薬品の更なる標準化に加え、後発医薬品の継続した採用促進を図り、他の医療機関の模範となるよう取り組むこと
 - (4) **保有資産の有効活用**
 - (5) **一般管理費の適切な執行** [引き続き効率的な執行に努めること](#)
- 上記の取組に当たっては、本部・グループは病院に必要なに応じて支援を行い効率的な業務運営を行うこと

指標

変更 ① 各年度の損益計算において、経常収支を前年度（令和5年度は新型コロナへの対応に関連した補助金等除く。）以上とすること

（実績）経常収支：令和元年度23億円、令和2年度576億円、令和3年度908億円、令和4年度587億円

新 ② 前年度より病床利用率（結核・感染症・医療観察法病棟の病床を除く。）を改善した病院数を、令和4年度から5年度に改善した病院数以上とすること

（考え方）事業の継続性を図り、安定的な経営基盤を確立するため

（実績）前年度より病床利用率（結核・感染症・医療観察法病棟の病床を除く。）を改善した病院数：令和元年度64病院、令和2年度12病院、令和3年度72病院、**令和4年度54病院**

**困難度
高**

物価高騰や賃金上昇等により病院経営を巡る環境は国全体として厳しく、患者数も新型コロナ流行前の水準に戻っておらず、機構の医業収支は新型コロナ流行後、赤字基調であり、今後も続くおそれがある。
結核等の不採算医療の提供や働き方改革、人材の確保・育成、医療DX等への対応とともに、災害や新興感染症等に備えた施設整備や地域医療構想の実現に向けた病床規模や機能の見直しを進めながら、各年度の損益計算において、機構全体として経常収支を前年度以上とすることは困難度が高い。

第5章 財務内容の改善に関する事項

- ✓ 第4章で定めた取組を着実に実施し、財務内容の改善を図ること。
- ✓ 長期借入金の元利償還を確実に行うこと。

第6章 その他業務運営に関する重要事項

1. 人事に関する計画

- ・ 医療従事者を適切に配置しつつ、技能職のアウトソーシング等に努めること
- ・ 必要な人材の確保及び育成について、計画的な取組を実施すること
- ・ 多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度を構築すること

2. 施設・設備に関する計画

投資について、地域の医療需要や経営状況を踏まえながら、効率的、効果的かつ機動的に行うこと

3. 内部統制の充実・強化

各病院等におけるリスク管理の取組を推進しつつ、内部監査等の充実・強化に取り組むこと

4. 情報セキュリティ対策の強化

患者情報等の機微性の高い情報を保有する機構には、他の医療機関の模範となるような対応が求められている。サイバー攻撃や災害時等の非常時にも対応できる情報セキュリティ対策の推進、職員の情報セキュリティ対応能力の向上を図り、機構の情報セキュリティに関する知見を他の医療機関にも共有し、国の医療分野のセキュリティ強化に貢献すること

5. 広報に関する事項

機構の役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、積極的な広報に努めること

6. その他

閣議決定等に示された政府方針に基づく取組を着実に実施すること